

六月十日 参議院法務委員会における提案理由説明

「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案」

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について、
その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、判事補及び検事について、その経験多様化のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となつてその職務を経験するためには必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質

の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最高裁判所又は法務大臣は、それぞれ判事補又は検事の同意を得て、当該判事補又は検事が弁護士となつてその職務を行うものとすることができることとし、この場合においては、最高裁判所は当該判事補を裁判所事務官に、法務大臣は当該検事を法務省に属する官職にそれぞれ任命するものとしておられます。

第二に、弁護士の職務を行う期間は、原則として二年を超え

ることができないものとしております。

第三に、弁護士の職務を行う者は、受入先の弁護士法人又は弁護士との間で雇用契約を締結し、弁護士の業務に従事するものとしております。

第四に、弁護士の職務を行う者は、裁判所事務官等としての身分を保有するが、その職務に従事せず、その給与を支給しないものとしております。

第五に、弁護士の職務を行う者の服務、及び弁護士の職務を行なう者に関する国家公務員共済組合法等の特例等について所要の規定を置いております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう
お願いいたします。

六月十日参議院法務委員会における提案理由説明

「不動産登記法案」

「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案」

最初に、不動産登記法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

不動産登記制度は、国民生活や経済活動の基盤である不動産について、その権利関係などを公示することにより、国民の権利の保全及び取引の安全と円滑を図るための制度であります。この法律案は、不動産登記制度について、登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図るため、インターネットを利用したオンライン申請の手続を導入するとともに、片仮名文語体の法文を現代語化する等の規定の見直しを行い、不動産登記制度を高度情報化社会にふさわしい制

度にしようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、

第一は、登記の申請手続に関する規定を見直し、インターネットを利用したオンライン申請の手続を導入することとしております。これに伴い、従来の書面による申請についても、当事者の出頭主義を廃止することとしております。

第二は、登記済証に代わる本人確認手段として、登記識別情報の制度を導入することとしております。現行法では、登記完了時に登記名義人に登記済証を交付し、これを次回の登記手続の際の本人確認手段として用いておりますが、これに

代えて、オンライン申請においても利用することができます。うに、登記完了時に登記名義人に登記識別情報を通知することとし、これを次回の登記手続の際の本人確認手段として用いることとしております。

第三は、申請人から登記識別情報の提供がない場合の本人確認の手続について、登記官から登記名義人に事前通知を行うことを原則とし、資格者代理人による適切な本人確認情報の提供がある場合には、登記官の判断により、事前通知を省略することができることとしております。

第四は、登記の正確性を向上させるため、登記申請の際に、

登記原因を証明する情報を必ず提供しなければならないものとしております。

第五は、紙の登記簿を原則とする現行の規定を改め、登記簿は磁気ディスクをもつて調製することとともに、登記所に備え付ける地図等についても電子化を図ることができるとしております。また、執行妨害のため濫用されるとの指摘がある予告登記制度の廃止等の改正を行うこととしております。

なお、この法律の施行に伴い、政省令の制定等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この

法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

続いて、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、不動産登記法の施行に伴い、公示催告手続二関スル法律ほか百二十八の関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

次に、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官が求められております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、判事補及び検事について、その経験多様化のための方策の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士となつてその職務を経験するために必要な措置を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士

としての職務を経験することを通じて、裁判官及び検察官としての能力及び資質の一層の向上並びにその職務の一層の充実を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最高裁判所又は法務大臣は、それぞれ判事補又は検事の同意を得て、当該判事補又は検事が弁護士となつてその職務を行うものとすることができることとし、この場合においては、最高裁判所は当該判事補を裁判所事務官に、法務大臣は当該検事を法務省に属する官職にそれぞれ任命するも

のとしてあります。

第二に、弁護士の職務を行う期間は、原則として二年を超えることができないものとしてあります。

第三に、弁護士の職務を行う者は、受入先の弁護士法人又は弁護士との間で雇用契約を締結し、弁護士の業務に従事するものとしてあります。

第四に、弁護士の職務を行う者は、裁判所事務官等としての身分を保有するが、その職務に従事せず、その給与を支給しないものとしてあります。

第五に、弁護士の職務を行う者の服務、及び弁護士の職務

を行う者に関する国家公務員共済組合法等の特例等について
所要の規定を置いております。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよ
うお願ひいたします。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)

参・法務委員会

松 村 龍 二(自民)

1問 本制度は、判事補や検事が、一定期間、弁護士の職務を経験するというものであるが、このような制度を設ける目的、意義、判事補や検事が弁護士の職務を経験することのメリットについて、推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 我が国社会においては、司法に対する国民の要請が多様かつ広範なものとなり、これにこたえるため、裁判官や検察官も広くかつ高い識見を備えていることが求められる。
- 2 判事補や検事は、弁護士の職務経験を通じて、紛争の背景にある社会の実情に直接に接するとともに、司法に対する国民のニーズを実感とともに理解。このような体験を判事補や検事に復帰した後の職務に生かすことを期待。

3 本制度は、このように、弁護士の職務経験を通じて、裁判官や検察官の能力・資質の一層の向上、その職務の一層の充実を図ることを目的。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）
参・法務委員会

松 村 龍 二（自民）

2問 弁護士の職務経験のほかにも、判事補や検事が、裁判や検察の職務を離れてさまざまな経験をすることが有益であると考える。本法案の第1条によれば、判事補及び検事の「経験多様化の一環として」弁護士職務経験制度を設ける、とされているが、「経験多様化の一環」とは、どのような意味か。推進本部事務局長に問う。

(答)

現在も、判事補や検事について、在外研究・海外留学や、民間企業等での研修、行政機関・在外公館等への出向などが実施され、裁判や検察の職務以外の多様な経験を積み、その能力・資質の向上等に役立っている。

本法案は、このような判事補や検事の経験多様化の一環として、新たに、弁護士の職務を経験する制度を設けるもの。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)

参・法務委員会

松 村 龍 二 (自民)

3問 諸外国では、このような制度はあるのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

諸外国において、本制度のように、裁判官や検察官に、復帰を前提として、一定期間、弁護士の職務を経験させることを、制度として設けている国があるか否かは、把握していない。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）
参・法務委員会

松村龍二（自民）

4問 裁判官（判事補）については、弁護士職務経験の制度を設ける理由はよく分かるが、当事者として事件処理をしている検察官（検事）についてまで、このような制度を設ける必要があるのか。推進本部事務局長に問う。

（答）

1 本制度は、司法制度改革審議会の意見で提言されたもの。

同意見では、検事についても、その職責の重大性にかんがみ、検察の厳正・公平性に対する国民の信頼を一層確保する観点から、一定期間、弁護士事務所等、国民の意識・感覚を学ぶことができる場所で検事を執務させることを含む人事・教育制度の見直しを提言。

2 本制度は、これを踏まえて立案したもの。検事にとっても、弁護士の職務経験を通じて、より広く社会の実情や国民のニーズに直接に接することは有益

と思料。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)

参・法務委員会

松 村 龍 二 (自民)

5問 判事補や検事が弁護士の職務を経験することは、裁判所、検察庁全体にとって非常に有益だと思うが、他方、これによって事件処理に支障が生じるようなことがあっては問題だと思う。この点についての措置は講じられているのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

1 最高裁・法務省においては、実際に判事補・検事に弁護士の職務を経験してもらうについて、その勤務する裁判所・検察庁の事務処理への支障等を十分考慮して決定されるものと承知。したがって、裁判所・検察庁での事件処理に支障が生じるおそれはないと思料。

(2 判事補・検事の身分を離れて弁護士の職務を経験するもので、これにより空いた定員については、新たに判事補・検事を採用可。)

(注) 本法では、最高裁・法務大臣は、判事補・検事の弁護士職務経験の必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときに、弁護士職務経験をさせるものとしている（第2条第1項、第4項）。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）

参・法務委員会

松 村 龍 二（自民）

6問 国家公務員の身分を保有することから、弁護士職務経験中も、国家公務員としての懲戒権が及ぶことになるのか。国家公務員としての懲戒と、弁護士としての懲戒は、どのような関係に立つか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 裁判所事務官・法務事務官の身分を保有することに伴い、裁判所・法務大臣が、国家公務員法に基づく懲戒権を有する。
- 2 国家公務員法に基づく懲戒と、弁護士法に基づく懲戒とは、趣旨・目的を異にし、併存し得る。（同一の事由について、双方の懲戒を受けることもあり得る。）

(注) 国家公務員法上の懲戒処分を受ける場合として

具体的に想定されるのは、国家公務員としての信用失墜行為（国家公務員法第99条）に該当するなど公務員としての服務義務に違反する非行行為があったような場合。

例えば、信用失墜行為としては、飲酒運転などの私生活上の非行の場合や、依頼者からの預り金を不正流用するなど刑罰法規に該当するような場合。その他の服務義務違反としては、無許可で弁護士の業務以外の兼業を行った場合。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

松村龍二(自民)

7問 (前問に関連して) 弁護士職務経験中に非行行為があり、国家公務員としての懲戒事由にも、弁護士としての懲戒事由にも該当するような場合には、いずれか一方が優先的に適用されることになるのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

国家公務員法に基づく懲戒と、弁護士法に基づく懲戒とは、趣旨・目的を異にし、併存し得るものであり、両者の間に、法律上の優劣関係はない。

個別の事案における具体的な事実関係等にもよるが、例えば、信用失墜行為に該当する非行行為等で、国家公務員としての懲戒事由にも、弁護士としての懲戒事由にも該当するような場合には、双方の懲戒を受けることもあり得る。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

松 村 龍 二(自民)

8問 本制度により弁護士の職務を経験する判事補及び検事の給与については、どのようになるのか。
推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 弁護士職務経験をする者には、国からは給与は支給されず、受入先の弁護士事務所から給与が支給される。その給与の額は、受入先との取決めに従って締結される、弁護士職務経験をする者と受入先との雇用契約で個別に決定。
- 2 最高裁と日弁連、法務省と日弁連との間で、弁護士職務経験中の給与水準も含め、本制度の運用面に関する協議(「運用要領」の策定)が行われ、受入先との取決めはこの協議に沿って定められるものと承知。

3 紹与水準については、本制度の円滑な運用のため、
判事補又は検事として受けるものと比べ、総体として遜色のない水準となるよう配慮される必要がある
と思料。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）

参・法務委員会

松 村 龍 二（自民）

9問 本制度により弁護士の職務を経験する判事補及び検事の年金については、どのようになるのか。推進本部事務局長に問う。

（答）

1 判事補及び検事は、年金については、他の国家公務員と同様、国家公務員共済組合に加入。

2 本制度は、裁判官及び検察官の能力・資質の向上という公的な目的で、原則2年間の弁護士職務経験後は裁判官、検察官に復帰することを前提。そこで、年金については、弁護士職務経験の期間中も、引き続き、国家公務員共済制度を適用。

（注） 年金については、引き続き、国家公務員共済制度を適用するが、受入先弁護士事務所が、掛金の事業主負担分を負担することとしている。

医療保険については、国家公務員共済制度は適用されず、受入先の弁護士事務所に適用される医療保険制度（健康保険又は国民健康保険）が適用される。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）
参・法務委員会

角田義一（民主）

1問 本制度を設ける目的、意義について、推進本部事務局長に問う。

（答）

- 1 我が国社会においては、司法に対する国民の要請が多様かつ広範なものとなり、これにこたえるため、裁判官や検察官も広くかつ高い識見を備えていることが求められる。
- 2 判事補や検事は、弁護士の職務経験を通じて、紛争の背景にある社会の実情に直接に接するとともに、司法に対する国民のニーズを実感とともに理解。このような体験を判事補や検事に復帰した後の職務に生かすことを期待。
- 3 本制度は、このように、弁護士の職務経験を通じて、裁判官や検察官の能力・資質の一層の向上、その職務の一層の充実を図ることを目的。

(対大臣・副大臣) 司法制度改革推進本部作成
六月十日(木)参・法務委 角田義一議員(民主)

二問 本制度は、法曹一元を実現する第一歩となるものか。法務大臣に問う。

(答)

一 司法制度改革審議会においては、「法曹一元」という言葉は多義的であり、この文言にとらわれることなく、二十一世紀の我が国社会における司法を担う質の高い裁判官を確保する等の観点から、判事補に裁判官の職務以外の多様な経験を積ませる制度の整備、弁護士任官等の推進等が提言されました。

二 政府といったしましては、このような提言に沿つて必要な方策を講じているところでありますて、本法案も、その一環として、立案し提出させていただいたものです。

三 判事補が裁判官の職務以外の多様な経験を積むことを通じて、知識・経験が豊かで、広い視野を有し、国民の要請にこたえることの

できる高い資質を有する裁判官が得られるものと考えております。このような質の高い裁判官を得ようとする判事補の経験多様化は、いわゆる「法曹一元」の目指すところと共通するものがあるといえようかと思います。

四 今後も、国民が求める質の高い裁判官を確保するために必要な方策を講じてまいりたいと考えております。

(参考)

平成十六年三月三十日・衆議院法務委員会における
鎌田さゆり議員（民主）に対する答弁

「今回の司法制度改革審議会の中でも、御指摘のように、一元化という言葉が大変議論をされましたけれども、この意味につきましては極めて多義的な意味合いが持たれておりまして、この言葉にとらわれるだけではなくて、要するに、国民が求める裁判官

を得るための具体的方策について検討するとの方針をいただいておるわけでございまして、きょう私も持つてしておりますが、この審議会の御答申を生かす意味で、十三年六月十一日にまとめられた答申で、二十一世紀の我が国社会における司法を担う高い質の裁判官を安定的に確保する等の観点から、判事補に裁判官の職務以外の多様な経験を積ませる制度、あるいは弁護士任官等の推進等をここで整備しますよう、こういうことで御提案があつたわけでございます。

この法案は、その意味で、司法制度改革審議会意見の趣旨、これを踏まえた司法制度改革推進会議の計画、これを具体化するために立案し、提出させていただいておりますが、同時に、法曹一元化という大きな目標のまず第一歩だ、これからも引き続き創意工夫を凝らしまして、より一層充実した制度のためには引き続きの努力が要るものと考えております

て、国民の皆様が求めておられます高い裁判官の資質を育成していくそのための一つの一里塚だ、こうお考えいただければよろしいかと思います。」

答弁等責任者

参事官 植村 稔

連絡先 役所 五五〇一一一六九二

自宅

携帯

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

角田義一(民主)

3問 公務員の身分を保有する理由を、推進本部事務局長に問う。

(答)

1 本制度は、弁護士の職務経験を裁判官・検察官の職務に生かすことを目的とするものであり、弁護士職務経験の後は、裁判官・検察官に復帰することが前提。

したがって、弁護士の職務を行うに当たっても、公正性を保持し、裁判や検察に対する国民の信頼を損なわないようにする必要あり、国家公務員としての一定の服務規律に服するものとすることが相当。

2 身分保障のある判事補・検事が自らの意思でその官を離れるためには、弁護士職務経験に伴い、大きな不利益を受けないようにする必要あり。国家公務員の身分を保有する場合には、その結果と

して、不利益を受けず。

3 民間での経験を公務に生かすための官民人事交流の制度でも、国家公務員の身分を保有。本法は、この制度を参考に立案したもの。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

角田義一(民主)

4問 弁護士の職務を経験する以上は、国家賠償請求事件とか、行政訴訟とか、刑事弁護も是非やってもらいたいと考えているが、公務員の身分を保有することが、このような事件を担当する際の支障になるのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 国家公務員の身分は保有するが、公務には従事せず、弁護士として取り扱うことができる事件や業務の範囲に、一般の弁護士と同様制約なし。
- 2 国家賠償請求事件、行政訴訟、刑事弁護も含め、国家公務員の身分を有することによる支障はない。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)

参・法務委員会

角田義一(民主)

5問 制度上は、公務員の身分を保有することによる支障はないとしても、国民の目から見て、公務員の身分を有する弁護士への信頼を確保することができるのか。また、判事補、検事本人にとっても、弁護士となりきるという意識になれないのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

1 国家公務員の身分の保有により、取り扱うことのできる事件や業務の範囲は制約されず、一般の弁護士と同様に弁護士活動を行うもの。

心理的にもまさに弁護士になりきって、依頼者等の信頼を得て活動してくれると思料。

2 依頼者等の信頼という意味でも、弁護士の職務を経験する判事補・検事の意識が重要、判事補・検事に対して、最高裁・法務省があらかじめ本制度の意義等について十分に説明し、受入先の弁護士事務所でも適切な指導をされるものと期待。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)

参・法務委員会

角田義一(民主)

6問 公務員の身分を有することから、公務員としての懲戒の対象になり得ることだが、弁護士に対して、最高裁や法務大臣が懲戒権を行使するということは、弁護士自治の趣旨に反することになるのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 弁護士職務経験中も、裁判所事務官又は法務事務官の身分を保有することに伴い、最高裁や法務大臣の懲戒権が及ぶ。
- 2 しかし、これにより、弁護士法に基づく日弁連又は弁護士会の懲戒権は何ら制約を受けない。
- 3 よって、弁護士自治の趣旨に反するものではない。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

角田義一(民主)

7問 最高裁や法務大臣が懲戒権を有することによつて、弁護士の職務を経験する判事補や検事にも萎縮的な効果が生じ、国家賠償請求訴訟、行政訴訟、刑事弁護等において、実のある弁護士職務経験をすることができなくなるのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 国家公務員法上の懲戒処分を受ける場合として具体的に想定されるのは、国家公務員としての信用失墜行為（国家公務員法第99条）に該当するなど公務員としての服務義務に違反する非行行為があったような場合（注）。
- 2 したがって、最高裁や法務大臣が懲戒権を有することにより、弁護士職務経験に対する萎縮的な効果は生じないと思料。

(注) 例えば、信用失墜行為としては、飲酒運転な

どの私生活上の非行の場合や、依頼者からの預り金を不正流用するなど刑罰法規に該当するような場合。その他の服務義務違反としては、無許可で弁護士の業務以外の兼業を行った場合。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)

参・法務委員会

角田義一(民主)

8問 弁護士自治の趣旨からは、弁護士としての活動については、弁護士会による懲戒権が優先するものとすべきではないか。公務員としての懲戒処分を受けるのは、かなり重大な事案であり、少なくとも、通常の弁護士活動の過程においては、公務員としての懲戒処分を受けることはない、と考えてよいのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 国家公務員法による懲戒と、弁護士法による懲戒とは、趣旨・目的を異にし、併存し得るもの。同一の事由について、国家公務員法による懲戒と弁護士法による懲戒の双方を受けることもあり得る。いずれか一方が法律上優先するという関係にはない。
(弁護士としての活動であるから当然に弁護士法による懲戒が優先するとはいえない。)
- 2 国家公務員法による懲戒処分を受ける場合として具体的に想定されるのは、国家公務員としての信用

失墜行為（国家公務員法第99条）に該当するなど、
公務員としての服務義務に違反する非違行為があつ
たような場合。

（通常の弁護士活動の過程において、）このような事態が生じることはないのではないかと思料。

(注) 信用失墜行為としては、例えば、飲酒運転などの私生活上の非行の場合や、依頼者からの預り金を不正流用するなど刑罰法規に該当するような場合。
その他の服務義務違反としては、例えば、無許可で弁護士の業務以外の兼業を行ったような場合。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)

参・法務委員会

角田義一(民主)

9問 本法案では、弁護士職務経験の期間は、原則2年以内とし、3年まで延長できるとしているが、弁護士として、一つの事件の最初から最後まで担当するには、2年では短いのではないか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 本制度の目的を達するために必要な経験期間の長さの点からは、近時、裁判手続も迅速化し、原則2年間としても、多数の事件に関与し、十分に実のある経験を積むことが可能。
- 2 また、本制度が判事補・検事の経験多様化の一環として行われるものであること等も考慮して、原則2年以内とし、特に必要がある場合には開始の日から3年を超えない範囲内で延長することとしたもの。
- 3 2年間でも、事件の最初から最後まで担当することは可能。事件の最初から最後まで担当しない場

合でも、事件の各段階における手続等に関与することにより、本制度の目的に照らして十分な効果を上げることが可能。

(注1) 最高裁と日弁連との協議では、本制度の運用について、期間は2年間を原則とし、特に必要がある場合には、開始の日から3年を超えない範囲で延長できるものとすることで了解。

(注2) 平成14年における地裁民事第一審通常訴訟事件(既済)の平均審理期間は、全体で8.3月、対席判決で終局した事件で12.9月。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）
参・法務委員会

角田義一（民主）

10問 本制度を円滑に運営するため、日弁連の関与、協力を求めるための措置は講じられているのか。推進本部事務局長に問う。

（答）

- 1 本制度を円滑、効果的に実施するためには、制度の受け手である日弁連に積極的に関与していただき、御協力いただくことが不可欠。
- 2 そこで、法律上のものではないが、運用面の仕組みとして、最高裁と日弁連、法務省と日弁連との間で、本制度の運用面に関する事項をいわゆる「運用要領」として定め、個々の受入先の弁護士事務所との間の取決めは、この運用要領に即して定めることを想定。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）
参・法務委員会

木庭 健太郎（公明）

1問 本法案では、判事補から裁判所事務官に、検事から法務事務官にそれぞれ任命され、その事務官の身分を保有して、弁護士の職務を行うものとしているが（2条3項・6項、5条1項）、その理由は何か。国家公務員の身分を有することによって、弁護士業務が制約されたり、弁護士業務に支障が及ぶことはないのか。推進本部事務局長に問う。

（答）

1 公務員の身分を保有する理由

(1) 本制度は、弁護士の職務経験を裁判官・検察官の職務に生かすことを目的とするものであり、弁護士職務経験の後は、裁判官・検察官に復帰することが前提。

したがって、弁護士の職務を行うに当たっても、公正性を保持し、裁判や検察に対する国民の信頼を損なわないようにする必要あり、国家公務員としての一定の服務規律に服するものとすることが

相当。

- (2) 身分保障のある判事補・検事が自らの意思でその官を離れるためには、弁護士職務経験に伴い、大きな不利益を受けないようにする必要あり。国家公務員の身分を保有する場合には、その結果として、不利益を受けず。
- (3) 民間での経験を公務に生かすための官民人事交流の制度でも、国家公務員の身分を保有。本法は、この制度を参考に立案したもの。

2 弁護士業務の制約の有無

国家公務員の身分は保有するが、公務には従事せず、弁護士として取り扱うことができる事件や業務の範囲に一般の弁護士と同様制約はなく、国家公務員の身分を有することによる支障はない。

(注1) 裁判官・検察官の職責と弁護士の職責とは、その性質上両立しがたい関係にあり、判事補・検事が弁護士となるためには、裁判官・検察官の身分を離れる必要。

(注2) 以上のとおり弁護士として受任できる事件や業務の範囲に制約はないが、経済的利得の追求防止の観点から、自己事件の受任は受入先弁護士法人等の個別の承認を要するものとしている（第4

条第2項ただし書)

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）

参・法務委員会

木 庭 健太郎（公明）

2問 本法案では、弁護士の職務を経験する期間は、原則として2年以内で、特に必要があると認めるときは、3年まで延長できるものとしているが（3条）、原則2年以内とした理由は何か。また、弁護士職務経験の期間が延長されるのは、具体的にどのような場合か。推進本部事務局長に問う。

（答）

- 1 本制度の目的を達するために必要な経験期間という点からは、近時、裁判手続も迅速化しており、原則2年間としても、多数の事件に関与し、十分に実のある経験を積むことが可能。
- 2 また、本制度が経験多様化の一環として行われること等も考慮して、特に必要がある場合には開始の日から3年を超えない範囲内で延長可。
- 3 なお、弁護士職務経験の期間が延長される場合としては、例えば、弁護士として担当している事件を

引き続き担当することが、本制度の目的に照らして特に有益であると認められるような場合など。

(注1) 最高裁と日弁連との協議では、本制度の運用について、期間は2年間を原則とし、特に必要がある場合には、開始の日から3年を超えない範囲で延長できるものとすることで了解に達している。

(注2) 平成14年における地裁民事第一審通常訴訟事件(既済)の平均審理期間は、全体で8.3月、対席判決で終局した事件で12.9月。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

木 庭 健太郎(公明)

3問 弁護士が刑事弁護活動を行う過程で、関係者が他の犯罪行為に関与していることを知る場合も考えられる。公務員には、犯罪を告発する義務があるが(刑事訴訟法239条2項)、このように弁護士活動の過程で犯罪事実を知った場合には、公務員としての犯罪告発義務は、どうなるのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

- 1 刑事訴訟法第239条第2項の公務員の告発義務は、公務員としての職務に従事していることが前提。
- 2 本法では、裁判所事務官・法務事務官としての身分を保有するが、その職務には従事しない(第5条第1項)。

したがって、弁護士の職務を行う上で知り得た犯罪事実について、告発義務が生ずることはない。

(参照条文)

刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）
参・法務委員会

木 庭 健太郎（公明）

4問 本法案では、最高裁や法務大臣は、必要に応じて、弁護士職務経験中の者に対し、勤務条件や弁護士業務の従事状況について報告を求めることができるものとしているが（6条3項）、このような報告制度を設ける趣旨は何か。また、具体的な報告事項として、どのようなものを想定しているのか。推進本部事務局長に問う。

（答）

- 1 弁護士職務従事職員は、裁判所事務官・法務事務官の身分を保有したまま弁護士の業務を行うもの。そこで、最高裁・法務大臣から、必要に応じ、勤務条件、例えば勤務時間等の実態、給与の支払状況や、弁護士業務への従事の状況について報告を求めることを想定している。
- 2 弁護士法2・3条の守秘義務との関係で、弁護士の職務上知り得た秘密に該当する事項は、報告の対象から除外されている。

(参照条文)

弁護士法

第23条 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日（木）

参・法務委員会

木 庭 健太郎（公明）

5問 本法により判事補や検事の弁護士職務経験を受け入れることは、弁護士事務所にとって、負担になることもあるのではないかと思うが、受入先の弁護士事務所は確保できるのか。推進本部事務局長に問う。

（答）

本制度の実効的な実施には、受け手側である日弁連の協力が不可欠。受入先の弁護士事務所の確保についても、日弁連において、必要数を確保するよう努力されるものと認識。

(対大臣・副大臣)

司法制度改革推進本部作成

六月十日（木）参・法務委 木庭健太郎議員（公明）

六問 司法制度改革も総仕上げの段階に入っているが、司法制度改革の実現に向けての法務大臣の決意を問う。

（答）

一 社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進め、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していく必要があります。そのためには、その基礎となる司法制度を、新しい時代にふさわしく、国民にとって身近なものとなるよう改革していくことが不可欠であります。

このような意味で、今般の司法制度改革につきましては、歴史的にも極めて重要な意義を有する改革であると認識しております。

二 今国会におきましては、既に、司法制度改

革関連の多数の法律が成立しており、司法制度改革は、総仕上げの段階に入っていると考えています。

私は、司法制度改革推進本部の副本部長として、また、司法制度改革を所管する法務大臣として、司法制度改革の具体的な実施とその更なる進展に、最大限の努力を尽くしてまいり所存であります。

答弁等責任者

参事官 松永 邦男

連絡先 役所 五五〇一一二五一五

自宅

携帯

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

井 上 哲 士 (共産)

1問 本法案第2条第1項及び第4項で、最高裁又は法務大臣が「相当と認めるとき」とした理由は何か。推進本部事務局長に問う。

(答)

1 弁護士職務経験を行うかどうかについては、弁護士職務経験の必要性、これに伴う事務の支障、その他の事情を勘案して、最高裁又は法務大臣が、その相当性を判断して決定。

「その他の事情」としては、例えば、判事補又は検事本人の希望を考慮。

2 このような趣旨で、本法案第2条第1項、第4項では、最高裁又は法務大臣が「相当と認めるとき」と規定したもの。

(対当局)

司法制度改革推進本部

平成16年6月10日(木)
参・法務委員会

井 上 哲 士(共産)

2問 公務員としての犯罪告発義務は、弁護士職務経験期間中は課せられないとしても、裁判官又は検察官に復帰した場合はどのような取扱いになるのか。推進本部事務局長に問う。

(答)

御指摘のとおり、刑事訴訟法第239条第2項の公務員の告発義務は、公務員としての職務に従事していることが前提であり、弁護士職務経験期間が終了し、裁判官、検察官に復帰した後においても、公務員としての職務に従事していないときに知った犯罪事実について、告発義務が生ずることはない。

(注) なお、弁護士法第23条は、弁護士であった者についても、弁護士の職務上知り得た秘密を保持する義務を定めている。

(参照条文)

刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

弁護士法

(秘密保持の権利及び義務)

第23条 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。